

離婚後 両方に親権を

離婚後に自分の子どもと自由に会う権利を求めて、当事者でつくる市民団体が六日、JR静岡駅前で街頭活動をする。日本では離婚後、父母のどちらかだけが親権者となり、もう一方の親は養育に関われないケースがあるためだ。メンバーは「子どもへの愛情は変わらない。親に会いたい子どもの気持ちも置き去りにされている」と指摘。欧米のように両親に親権を認める制度の導入を訴えている。



体 きょう静岡で訴え

(宿合紀子)

市民団体は「親子ネット静岡」。親権問題に直面する当事者七人が二〇一一年に立ち上げた。親子ネットによると、欧米では離婚後も両方の親が子の養育に関わる「共同親権」が一般的だ。子どもと自由に会う権利も保障されている。

一方、「単独親権」の日本では、子どもと一緒に暮らす親に親権が認められやすく、もう一人の親に無断で子どもを連れ出して別居するケースが後をたたない。親権のない親が、裁判所の調停で子どもと定期的に会う「面会交流」を取り決めても、親権を持つ親が拒むこともある

への愛情変わらない」

望んでいる。浜松市で暮らしていた五年前、妻が長女を連れて別居。その後離婚が成立したが、調停で決めた月一回の面会交流は三年前に途絶え、別れた妻とは連絡も付かないという。「娘に会えず、成長を見守れないのは本当につらい。こんな状況が許される今の制度はおかしい」と声を振り絞る。

メンバーには女性の当事者もいる。静岡市の会社員の岩崎里香さん(四二)は、小学四年と一年の娘二人との面会交流を求めている。四年前に離婚した後、会えるのは年一回ほど。元夫や元義妹も一緒に、娘たちとゆっくり話す時間は取れない。「親権がないと、子どもと自由に会えないなんて知らなかった。この現状を知ってもらい、改善につながるれば」と親子ネットの活動に期待する。

親権問題をめぐって日本はことし四月、国際結婚が破綻した夫婦の一方が子どもを国外に連れ去った場合の子どもの返還や面会のルールを定めた「ハーグ条約」に加盟した。だが、国内での事案には適用されない。ハーグ条約も先立つ三月こそ、翌